

1. 事業の概要

化学物質環境安全性総点検調査（化学物質環境実態調査）は、化学物質の一般環境中での残留状況を調べる調査であり、把握した結果は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）を施行する上での基礎資料等に用いられる。

化審法については、平成21年度における法改正*に伴い、既存の化学物質を幅広く視野に入れ、これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても対象とすることとなり、製造量、輸入量等を考慮して新たに優先的な安全性評価の対象とされる化学物質（優先評価化学物質）の数は約1,000と推定されている。

これらの物質については、様々な規制等を検討していく上で、環境残留実態を把握しておくことが極めて重要であることから、順次、調査に取り組んでいくこととする。

* 化審法改正に伴う附帯決議

「暴露実態を考慮した施策の実施及びその効果等の的確な把握のため、製造・使用の現場、環境中、人体・動植物の体内の化学物質の残留量等を測定するなどのモニタリングを十分に行い、その結果を施策に着実に反映させること。」

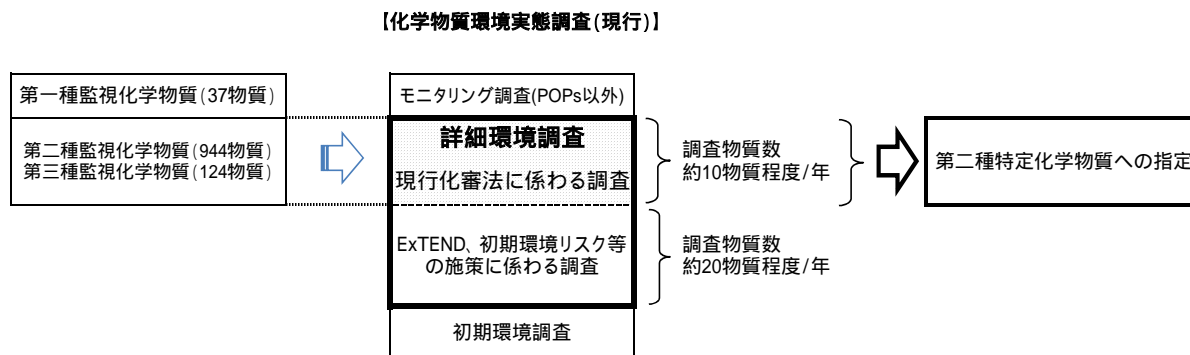
2. 事業計画

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度以降
・ 化学物質環境実態調査 （分析法開発等調査を含む）				
		（優先評価化学物質を対象に追加）		

3. 施策の効果

新たに対象となる化学物質について、環境中の存在状況の監視に資する基礎データを取得することにより、それらの環境残留実態の推移を把握でき、化学物質による人の健康や環境への影響の評価及び必要な規制に資することができる。

現行化審法に基づく化学物質環境実態調査



改正化審法に基づく化学物質環境実態調査(平成22年度～)

